

NHKにおける制作業務委託の区分

参考資料 4

委託区分	定義	最終的な著作権の帰属	権利収入の配分	発注書面の要否
放送番組制作業務委託 (演出)	NHKまたはNHKの関連団体が企画提案し、その制作統括の下に制作される番組につき、制作業務の一部を委託するもの（ただし、外部一部委託に該当するものを除く）	NHK	なし	
放送番組制作業務委託 (外部一部)	NHKまたはNHKの関連団体が企画提案し、その制作統括の下に制作される番組につき、制作業務の一部を委託するもののうち、当該業務内容に当該番組の権料収入の一部を配分するに値する特別の寄与が見込まれるもの	NHK	あり (NHKの定めた配分比率による)	必要 (情報成果物作成委託)
放送番組制作業務委託 (外部制作)	番組制作会社が企画提案しNHKが採択した番組につき、番組制作会社とNHKまたはNHKの関連団体の共同の制作統括の下に制作される番組につき、その制作業務を委託するもの	NHKおよび番組制作会社の共有	あり (NHKの定めた配分比率による)	必要 (情報成果物作成委託)

日本放送協会「放送番組の制作に関する番組制作会社との取引基準」（平成29年4月改訂）より抜粋
http://www.nhk.or.jp/kikakubosyuu/documents/nhk_torihikiki_jyun20170210.pdf